

建設業許可申請・届出等の受付について（概要版）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、建設業許可申請・届出等の受付方法を以下のとおりとしますので、お知らせします。

なお、**マスク着用の徹底**、窓口の混雑緩和に御協力をお願いします。

1 建設業許可申請・届出

(1) 新規（般・特含む）・業種追加申請

窓口のみの受付とします。

なお、窓口に来所いただいた際、審査中は、できるだけ待合室での待機を避けてください。（待合室の混雑緩和のため、待合室の席数の制限を実施します。受付で連絡先（携帯電話番号）をお伺いし、確認事項が生じた場合や審査終了時に連絡をさせていただきますので、待合室以外での待機に御協力をお願いします。）

(2) 更新申請

許可満了日の2か月前から30日前のものに限り、特例として郵送による受付を実施します。

ただし、常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等要件に係る変更及び提出期限を超過した変更（事業年度終了報告書を含む。）を同時に行う場合は、窓口での受付となります。

(3) 変更届（事業年度終了報告書を含む。）

提出期限を超過したもの、許可要件に係る変更（常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等）を除き、郵送により受け付けます。

2 許可申請書等の閲覧

当面の間、以下のとおりとします。御理解、御協力をお願いします。

- ① 席 数 6席
- ② 受付時間 9:00～11:00 13:00～15:00
- ③ 利用回数 1人1日1回

3 許可証明

窓口で受付の上、交付します。

4 解体工事業、浄化槽工事業登録

建設業許可申請・届出に準じた取り扱いとします。